

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例  
(抜粋)

第6章 大阪市廃棄物減量等推進審議会

(大阪市廃棄物減量等推進審議会)

第33条の2 法第5条の7第1項の規定に基づき、大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、本市における廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議する。